

2 受文科教第 1 0 3 7 号

在グアテマラ共和国日本人会

在外教育施設の認定等に関する規程（平成 3 年文部省告示第 1 1 4 号）第 2 1 条の規定に基づき、小学校及び中学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設として認定したグアテマラ日本人学校（小学部及び中学部）について、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって認定を取り消します。

令和 3 年 3 月 2 6 日

文部科学大臣 萩 生 田 光 一